

九弁連高齢者・障害者の支援に関する拡大協議会

シンポジウム

障害のある人の社会参加と職場における合理的配慮 ～ひらかれた職場環境の創造を目指して～

シンポジウム内容（予定）

第1部 基調講演

「それは差別かも？」

～障害者差別解消法の施行を受けての障害の理解と対応方法～」

講演者：弁護士 田門 浩 先生

【略歴】 1967年 福島県出身（生まれたときから耳が聞こえない。）

1990年 東京大学法学部卒業

1991～6年 千葉市職員

1996～8年 最高裁判所司法研修所司法修習生（50期）

1998～現在 弁護士（東京弁護士会所属 都民総合法律事務所）

2003～4年 米国 Washington, D.C. ギャローデット大学

（聴覚障害者だけが入学できる大学）留学

2005～ 日弁連人権擁護委員会 障がいのある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会員

2008～2013, 2016～ 筑波技術大学 非常勤講師

2010～ 日本社会事業大学 非常勤講師

2014～2016 内閣府 障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会構成員

第2部 パネルディスカッション

障害のある人にとっての職場環境について、「合理的配慮」のあり方についての雇用者側・被用者側双方に対するアンケート結果を踏まえ、雇用者側・被用者側双方が感じている課題・問題について、弁護士や双方の当事者からの参加者の討論を通じ、障害のある人の社会参加にとって望ましい職場環境の創造を展望します。

●日時：2017年12月2日（土）
午後2時～5時（開場：午後1時30分）

●場所：ホテルサンパレス球陽館

（那覇市久茂地2-5-1 ☎ 098-863-4181）

・主催：九州弁護士会連合会、沖縄弁護士会

・後援：琉球新報社、沖縄タイムス社（順不同）

※ シンポジウムの配布資料について、テキストデータをご用意しておりますので、ご入用の方は、当日USBメモリ等の記憶媒体をお持ちください。

※ シンポジウム用の駐車スペースはありませんので、周辺の有料駐車場または公共交通機関等をご利用ください。

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「改正障害者雇用促進法」が施行されました。

上記の法は、事業者に対し、障害を理由とした差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供（障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合に、負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること）を期待しています。

そこで、あるべき職場における合理的配慮について、具体的に検討するため、本シンポジウムを企画しました。

みなさま是非ご参加ください。

